

令和 7 年 3 月 28 日

大臣官房官庁営繕部

関係者間調整の更なる円滑化に向けた取組みを確実に推進します ～営繕事業の各段階において発注者として実施する事項の事例解説を作成～

国土交通省官庁営繕部では、営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していくため、関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項のうち、特に設計に関する取組みについての理解を深めるための事例解説を作成しました。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

- ・ 令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されてから約1年が経過しました。更なる生産性向上に向けて、営繕工事における関係者間調整の円滑化への取組みを引き続き推進していく必要があります。
- ・ これまで官庁営繕部では、平成30年に営繕工事で施工段階の関係者間調整の円滑化のために発注者として実施する事項を取りまとめ、令和5年には、これに設計段階の事項を加え、営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理するなど取り組んできました。
- ・ 今般、特に設計に関する取組み（設計条件の明示・適切な設計図書の作成に向けた取組み・設計意図伝達等）についての理解を深めるため、事例を用いて解説した資料を作成し（別紙参照）、地方整備局等に周知しました。

■事例解説の構成

参考事例	建設業団体より提供を受けた、過去3年間（62事例）の情報を基に、事例を整理（事例①～⑧の8分類）
発注者の実施事項	発注者が事業を進めるにあたっての留意点として、 「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」（R5. 3）の該当箇所を記載
改善点	参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例を記載

【問合せ先】

大臣官房官庁営繕部 整備課 櫻木

TEL: (03) 5253-8111 (内線 23433)、(03) 5253-8240 (直通)

「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の 円滑化のために営繕事業の各段階において発注者 として実施する事項」の事例解説

令和7年3月

- ✓ **品確法^{*1}** は、平成26年6月に建設業法及び入契法^{*2} と一体的に改正され(いわゆる「**担い手3法**」)、**発注者責務の明確化**が図られるとともに、令和元年6月(新・担い手3法)及び令和6年6月(第三次・担い手3法)に、新たな課題に対応し、前回改正からの成果を更に充実するための改正がなされました。

^{*1}：「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号、最終改正：令和6年6月19日法律第54号)

^{*2}：「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号、最終改正：令和6年6月19日法律第54号)

- ✓ 品確法では、発注者等の責務(第7条)として、**発注者は公共工事等の仕様書及び設計書の作成等の発注関連事務を適切に実施しなければならない**とされており、具体的には「**設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。)**に**適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示**するとともに、**設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。**」が規定されています。
- ✓ これまでも官庁営繕部では、「**営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項**」(営繕事業円滑化通知)を取りまとめ、営繕工事における生産性向上に取り組んできたところですが、令和6年4月から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されていることを踏まえ、より一層、生産性向上に向けた取組みを進めていく必要があります。
- ✓ この『**「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」の事例解説**』(営繕事業円滑化通知の事例解説)は、営繕事業の各段階において発注者として実施する事項のうち、特に**設計に関する取組み(設計条件の明示・適切な設計図書の作成に向けた取組み・設計意図伝達等)**についての理解を深めるため、事例を用いて解説したものです。

「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために
営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」の作成経緯

- 営繕工事の生産性向上に向けて、現場への指示等を適時に行えるよう、工事の各工程における関係者間調整を円滑化するために発注者として実施する事項を、「営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化について」(H30.3)として取りまとめ

平成30年7月 働き方改革関連法の公布(労働基準法の改正)

令和元年6月 品確法等の改正 (新・担い手3法)

- 公共建築工事における現状に関して建設業団体と意見交換を行い、発注者が設計条件の明示とその履行状況の把握を適切に実施し設計の品質確保につなげること、遅滞ない設計意図伝達により現場への指示等を適時に行うことなど、設計に関する取組みを追加し「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」(R5.3)として**再整理**

令和6年4月 労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用

令和6年6月 品確法等の改正 (第三次・担い手3法)

- 公共建築工事における適切な関係者間調整を更に促進させ、公共建築工事の生産性向上に資することを目的として、建設業団体の協力により収集した事例や意見交換をもとに、『「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」の事例解説』(R7.3)を作成

本事例解説の構成

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項

生産性向上のイメージ

【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階（設計段階、施工段階）において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むもの（該当箇所の抜粋）

【1.設計段階】

(1)設計条件の明示

- ①諸条件の整理と適用基準
- ②敷地や周辺の状況

(2)適切な設計図書の作成に向けた取組み

- ①設計業務プロセス管理
- ②図面の整合性
- ③設計段階における施工条件の確認
- ④指定仮設の確認

【2.施工段階】

(1)余裕期間の設定

- ◇制度を活用した発注

(2)遅滞ない設計意図伝達※1等

- ◇設定された期限の遵守を契約図書に明記
- ◇ワンデーレスポンス（工事受注者と監督職員間）

(3)納まり等の調整※2の効率化

- ①納まり等の調整用図面作成の効率化
- ②BIMの活用促進
- (4)情報共有や検討等の迅速化
 - ①関係者が一堂に会する会議の早期開催
 - ②情報共有システムの活用促進
 - ③遠隔臨場の活用促進

(5)設計図書の変更への対応

- ◇必要となる場合の設計図書の変更
- ◇設計変更ガイドライン（案）の参照

※1：施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等

※2：工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

● 参考事例

事例については建設業団体の協力を得て整理したもの

◆ 改善点（防止のため留意すべきポイント）

参考事例・類似事例において対応いただきたい点を整理したもの

■ 関係者調整の円滑化に役立つ参考資料

- 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化
- 働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン
- 設計図書整合性向上ガイドブック（日本建築士会連合会）
- 営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）・Q&A（案）
- 公共建築工事における工期設定の基本的考え方（及び事例解説）
- 「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）

事例○【事例解説のイメージ】

参考事例

建設業団体より提供を受けた、過去3年間(62事例)の情報を基に、
「参考事例」を整理



発注者の実施事項

発注者が事業を進めるにあたっての留意点として…
「**営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の
各段階において発注者として実施する事項**」(R5.3)の該当箇所を抜粋

改善点

参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例を記載

事例①【1.設計段階（1）設計条件の明示 ②敷地や周辺の状況】

参考事例

- 設計段階で下水道局との排水計画事前協議がされておらず、道路の排水配管の状況が現状とは異なる排水計画図が作成されていたため、雨水排水計画が大幅に変更になった（下水道局の道路掘削・排水配管新設工事が発生）。
- 現状地盤（支持層等）が、設計上の設定とは異なっていた。
- インフラの現地状況が設計図書と異なり、工事着工時に、上水・下水とも無い状態であった。
- 設計図書に記載の既存建物の位置に相違があり、特定行政庁との協議の結果、計画変更申請手続きが必要となり、工期が延びた。



発注者の実施事項

1. 設計段階

（1）設計条件の明示

② 敷地や周辺の状況

敷地や周辺の状況は設計内容に与える影響が大きいため、敷地の境界や高さ、土質や支持層等についての調査状況や周辺のインフラの状況のほか、地方公共団体が公表しているハザードマップ等、敷地や周辺の状況に関し考慮することが必要な情報について確認することが重要である。設計者がその他必要となる情報を収集のうえ、考慮することが必要な情報を円滑に把握することができるよう、これらの情報の確認状況について設計仕様書に明示する。

改善点

★参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例

- インフラ（電気・ガス・上下水道等）に関し、又は各種法令・条例等に基づき行政協議や事前調整が必要な事項（景観、駐車場、埋蔵文化財等）について、抜け落ちなく協議・調整が実施されるよう、事業の進捗に合わせて、発注者、設計者、工事受注者の間で必要事項をリストアップし、各事項に関する対応が遅滞なく進んでいるか把握する。
- 必要に応じて敷地調査業務等（敷地測量、地盤調査、建築物その他調査）を活用するなど、企画立案段階～設計段階で把握が必要な「敷地や周辺の状況」に係る情報を整理し、関係者間で共有する。

事例② 【1.設計段階（2）適切な設計図書の作成に向けた取組み】

参考事例

- 内容が不明確な設計図書や、詳細図等で不足する図面があった。
- 発注者が適用することとしている基準等が、設計図書に反映されていなかった。
- 設計段階で、建物の安全性や経済性などの各種検討が十分に行われておらず、その具体的な検討を工事受注者が負わされた。
- 発注者及び設計者が「公告時点の設計図書は契約（積算）のためにある」との認識で、仕様等が暫定的に記載されており、着工後にあらためて意匠の検討がなされ、変更が膨大となった。
- 設計図書のとおりに作成した施工図や製作図に対して、設計図書の内容とは異なる修正を指示された。



発注者の実施事項

1. 設計段階
 - （2）適切な設計図書の作成に向けた取組み

工事の契約における設計図書が適切に設計条件を満たし、齟齬なく必要な情報を明示したものであるものとして作成されるよう、関係者間での確認、調整等を行う。

改善点

- ★参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例
- 設計図書は、これに従い工事請負契約を履行するよう示すものであるということを、発注者及び施設管理者等並びに設計者は認識のうえ、適切に設計条件を満たし、齟齬なく必要な情報を明示したものであるよう確認・調整等を行う。
 - 事例①～⑤の「参考事例」のような不十分な設計図書により契約を締結することは、関係者間の円滑な意思疎通、ひいては工事の生産性を阻害する要因となり、予算不足・工事工程の遅延など様々な問題につながるおそれもあることを認識する。
 - 発注者は設計者に対して設計条件（設計仕様書で適用することとしている基準類を含む）を明示するとともに、発注者と設計者との間で、設計条件が設計図書に反映されていること及び必要とする図面が網羅されていることを確認する。

事例③【1.設計段階（2）適切な設計図書の作成に向けた取組み ①設計業務プロセス管理】

参考事例

- 設計段階における発注者からの指示事項が設計図書に反映されておらず、施工段階で多くの変更が発生した。
- 施設管理者等からの要望が工事発注時の設計図書に反映されておらず、施工段階で施設管理者等からの変更要望への対応に追われた。



発注者の実施事項

1. 設計段階
- （2）適切な設計図書の作成に向けた取組み
- ① 設計業務プロセス管理

設計業務において、質疑・要望や確認事項、これらに対する回答・対応状況等を一覧表に整理するなどして、設計条件や質疑・要望への対応状況（設計図書への反映状況を含む）の「見える化」を図る。
これにより、伝達漏れや認識のずれを防ぎ、工事の円滑な進捗にもつながることが期待できる。

改善点

★参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例

- 「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」3.（2）受発注者間の調整事項の管理を参考に、設計業務において、質疑・要望・確認事項、これらに対する回答・対応状況等を一覧表に整理するなど、設計条件や質疑・要望への対応状況（設計図書への反映状況を含む）の「見える化」を図る。
- 事業の企画段階において、施設管理者等と十分に調整して設計条件を整理したうえで、「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」3.（3）企画内容の明確化と対応状況の確認を参考に、設計段階において、発注者、設計者のほか施設管理者等を含めた連絡・調整等の体制を確保して、設計条件に対する質疑、要望に係る調整等に対応するとともに、適切なタイミングで設計内容の設計条件への対応状況（設計図書への反映状況を含む）を確認する。

事例④

【1.設計段階（2）適切な設計図書の作成に向けた取組み ②図面の整合性】



国土交通省
官庁営繕部

参考事例

- 例えば配管ルートが干渉しているなど、意匠、構造、電気設備及び機械設備の各設計図書の間での整合性が確保されておらず、設計図書のとおり施工できず、再調整のうえ総合図・施工図・製作図をまとめるのに時間と労力を要した。
- 意匠、構造、電気設備及び機械設備それぞれの設計図書の中でも不整合があった。（例えば、意匠では、平面図、断面図、矩計図、詳細図、展開図、仕上表等の間での不整合）
- 設計図書の中で、同じ事項について異なる表記があった。
- 改修工事において、設計図書に示される改修前（既存）の状況と実際の現場の状況とが異なっていた。



発注者の実施事項

1. 設計段階
- （2）適切な設計図書の作成に向けた取組み
- ② 図面の整合性

意匠、構造、設備などの複数の分野にまたがった工事のため、分野ごとに作成される設計図書において、異なる分野の図面間の不整合が発生することがある。同一分野内、異なる分野間を問わず図面の不整合が発生しないよう、設計者が適切に対策を講じていることを確認する。

特に改修工事においては現場と図面内容に不整合が発生することがあるため、設計者が可能な限り正確に現況を把握して設計に反映させるよう適切に対策を講じていることを確認する。

改善点

★参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例

- 設計業務の発注に当たり適正な履行期間を確保のうえ、同一分野内、異なる分野間の設計図書に不整合が発生することが無いよう、設計者に対して十分な確認を求めるとともに、設計者が講じている不整合防止の対策（例えば、意匠、構造及び設備の設計図書の重ね合わせ、BIMを活用した場合の干渉チェック、設計図書（各種計算書等を含む）が相互に整合しているかの照らし合わせ）の実施状況等について確認する。
- 改修工事の設計において、設計者が、設計図書作成前に、既存図面や改修履歴等の必要な記録を確認できるようにするとともに、現地調査を行い、可能な限り施設の現況を把握できるようにする。また、設計者により、適切に施設の現況を反映した設計図書が作成されていることを確認する。

参考事例

- 現地の状況が設計図書と異なり、資機材の搬入ルートが確保されていない状態であった。
- 指定仮設として明示された施工方法では、敷地周辺の状況による制約条件が十分に考慮されておらず、そのとおりには施工できなかった。



発注者の実施事項

1. 設計段階

（2）適切な設計図書の作成に向けた取組み

③ 設計段階における施工条件の確認

仮設・施工方法等は工事受注者の責任において定めるものであるが、その検討のために必要となる施工条件を関係者間で確認し、工事発注に際して明示することが必要である。

このため、現場事務所や資材置場等の設置場所、作業動線や搬入ルートなどに影響を与えるような、設計対象の施設の敷地や周辺の状況について関係者間で確認する。

また、庁舎での執務を続けながら実施する改修工事において、執務スペースの移動、部分的に使用不可となるスペース、什器類の移動等が発生する場合がある。工事に伴う騒音や振動、作業員の出入りの発生に対して、入居官署の業務内容や近隣の状況などにより施工可能な時間や曜日等に制約がある場合も多い。これらの制約条件等についても関係者間で確認する。

④ 指定仮設の確認

③に示した施工条件の確認の結果、仮設・施工方法等を発注者が予め決定しておく必要があり、指定仮設として設計図書に明示する場合は、当該指定内容が③に示した施工条件を適切に踏まえたものとなるよう関係者間で確認する。

改善点

★参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例

→計画地及び敷地周辺の状況について、現場事務所、資材置場、作業動線及び搬入ルートに関する条件、施工日時に関する制約、他工事の有無（改修の場合は執務継続のために必要となる工事の制約条件も含む）などを発注者、設計者、施設管理者等の間で確認・検討・調整したうえで、施工条件を設計図書に明示する。

事例⑥

【2.施工段階（2）遅滞ない設計意図伝達、質問・協議への対応・ （4）情報共有や検討等の迅速化 ②情報共有システムの活用促進】

参考事例

- 各工種において、「質疑内容の整理」、「質疑への回答」、「質疑間の整合性を図る作業」が工事のスケジュールに間に合っておらず、工事の進捗に支障をきたす状態となった。
- 質疑への対応の保留により、工事の進捗に支障をきたす状態となった。
- 各種承諾の遅れにより、工程に影響が生じた。
- 施工図、製作図を作成する段階で、設計上の方針が決まっていないことにより、施工図等の作成に手戻りが発生した。



発注者の実施事項

2. 施工段階

（2）遅滞ない設計意図伝達、質問・協議への対応

施工段階の関係者間調整を円滑化するためには、設計者の設計意図を工事受注者等に遅滞なく伝達するほか、工事受注者からの質問・協議への対応を迅速に実施することが不可欠である。このため、設計意図伝達業務委託においては、検討、報告等の期限が設定された場合はこれを遵守することなどを契約事項とするほか、工事受注者と監督職員の間においてはワンデーレスポンスに取り組む。

（4）情報共有や検討等の迅速化

② 情報共有システムの活用促進

情報の一元管理による情報共有の迅速化が図られるよう、「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」に基づき、原則として全ての営繕工事を対象に発注者指定により情報共有システムの活用を実施する。

改善点

★参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例

- 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方及び同事例解説」を踏まえ、遅滞なく明確な設計意図伝達、質疑応答、施工計画・施工図等の承諾等が行われるよう、発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の間の調整を適切に行う。また、事業を円滑かつ効率的に進めるため、情報共有システム（ASP）の活用、受発注者間の連絡調整におけるウィークリースタンス、ワンデーレスポンスなどに取り組む。
- 工事発注に際して、準備期間、施工期間、後片付け期間、諸検査等に必要な期間を考慮のうえ、適切に工期を設定する。着工後の工事の進捗に支障を生じさせないように、準備期間においても、工事受注者からの求めに応じて、必要となる設計意図の伝達、質疑応答等を行う。
- 一つの工事現場において建築工事、電気設備工事、機械設備工事など異なる工事が行われることに留意し、施工段階においては、後工程（内装工事、設備工事、舗装工事等）への影響に留意して必要となる調整を図る。

事例⑦

【2.施工段階（4）情報共有や検討等の迅速化 ①関係者が一堂に会する会議の早期開催】



国土交通省
官庁営繕部

参考事例

- 計画通知の審査時に生じた変更等により、公告時の設計図書から変更が生じていたが、関係者への変更内容の伝達とその後の調整に時間を要していた。
- 使用する材料について、関係者間の調整が不十分であったため、発注者の承諾後に変更を求められた。



発注者の実施事項

2. 施工段階

（4）情報共有や検討等の迅速化

① 関係者が一堂に会する会議の早期開催

工事全般に関する情報共有、質疑応答、懸案事項の調整・検討等を目的とし、工事着手以降速やかに、また継続的かつ適切な頻度で、施設管理者等を含む関係者が一堂に会する会議が開催されるよう、工事受注者と調整する。

会議においては、設計図書（質問回答書を含む。）の内容について関係者間の認識が共通のものとなるよう確認を行うほか、検討すべき事項を抽出し、各事項の検討に係る期限や担当する関係者を定め、関係者間で共有する。また、発注者が検討すべき事項について遅滞なく検討を行うとともに、他の関係者が検討すべき事項について検討状況を把握し、遅滞なく検討が行われるよう関係者間での調整を行う。

改善点

★参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例

- 上記「発注者の実施事項」2.（4）①に示す関係者が一堂に会する会議のほか、工事受注者からの求めに応じて、工事実施に当たっての課題整理や設計意図伝達を目的とした会議を出来る限り速やかに開催する。
- 伝達・調整・検討すべき事項を一覧に整理するなど、その内容と対応状況（各事項の確認・検討期限等を含む）の「見える化」を図ることで、関係者間の認識共有に努める。

事例⑧【2.施工段階（5）設計図書の変更への対応】

参考事例

- 設計変更該当するものなのか、該当しないものなのか、変更指示の位置づけが曖昧なままで工事が進められた。
- 口頭による変更指示などの曖昧な指示についても検討・調整せざるを得ず、時間と労力を費やした。
- 工事費が増額となる場合、発注者の予算措置などの事情から変更協議が速やかに実施できないことがあった。
- 上記のほか、事例①～⑦に記載の「参考事例」のうち、設計変更を要する事例。



発注者の実施事項

2. 施工段階

（5）設計図書の変更への対応

設計図書の誤謬などによるもののほか、工事の当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが工事の進捗とともに生じた場合、改修工事において設計段階での現況把握が困難な箇所などについて現場と図面等の不整合が生じた場合など^{（※）}、工事内容の変更等が必要となる場合がある。

このような場合には、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（令和元年10月18日閣議決定）に、「工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行うものとする。」とされていることを踏まえ、適切に対応する。

なお、具体的には「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（平成27年5月（令和2年6月一部改定））を参照する。

改善点

★参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例

- 事例①～⑦の「参考事例」や上記「発注者の実施事項」に示す現場と図面等の不整合が生じた場合などにおいて、必要があるときは、設計図書を変更又は訂正し、発注者と受注者とが協議して工期又は請負代金額の変更等を行う。なお、増額変更に必要な予算について計画的に確保するよう留意する。
- 「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」や「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン Q & A（案）」を踏まえ、適切に手続きを行う（手続きにおける指示、通知、回答、承諾、協議等は書面によることに留意する。）。
- 発注者が施工段階において工事内容を追加・変更するに当たっては、資機材の調達時期や工場の製作期間等の予定への影響など、工事工程等に応じた工事全体への影響を考慮して検討するとともに、工事受注者との所要の調整を図る。また、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合、一工事の工期が変更された際には、関連するその他の工事の工期の変更についても検討・調整する。

公共建築工事における関係者間調整の円滑化にあたり、参考となる資料の例として次のものがある。

- 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化 **【全般】**
https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen04_hh_000035.html
- 働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン **【主に事例③関係】**
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/hatarakikata.html>
- 設計図書整合性向上ガイドブック(日本建築士会連合会) **【主に事例④関係】**
<https://www.kenchikushikai.or.jp/torikumi/sekkeitosyo/index.html>
- 営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料 **【主に事例⑥関係】**
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)・Q&A(案) **【主に事例⑧関係】**
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000041.html
- 公共建築工事における工期設定の基本的考え方(及び事例解説) **【全般】**
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html
- 「公共建築工事の発注者の役割」解説書(第三版) **【全般】**
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html

令和5年3月31日
大臣官房官庁営繕部

営繕工事の生産性向上に向けた取組みを確実に推進します ～営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理～

国土交通省官庁営繕部では、営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していくため、関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を別紙のとおり再整理し、地方整備局等に通知しました。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

- ・令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していく必要があります。
- ・これまでも官庁営繕部では、平成30年に営繕工事で施工段階の関係者間調整の円滑化のために発注者として実施する事項を取りまとめ、営繕工事における生産性向上に取り組んできたところです。
- ・今般、上記で取りまとめた事項に設計段階の事項を加えるなどして、営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理しました。

■発注者として実施する事項の概要

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むこととしています。

○設計段階

- ・設計条件の明示
- ・適切な設計図書の作成に向けた取組み
 - 設計業務プロセス管理
 - 図面の整合性
 - 設計段階における施工条件の確認
 - 指定仮設の確認

○施工段階

- ・余裕期間の設定
- ・遅滞ない設計意図伝達等
- ・納まり等の調整の効率化
- ・情報共有や検討等の迅速化
- ・設計図書の変更への対応

※今回、下線の項目を追加するとともに、それ以外の項目についても内容の拡充等を行っています。

[添付資料]

別添：営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化（概要）

別紙：営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項について

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課 大谷

TEL：(03)5253-8111(内線 23433)、(03)5253-8239(直通)

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために
営繕事業の各段階において発注者として実施する事項について

令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していく必要がある。

建設工事においては、設計図書（公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に規定する設計図書をいう。以下同じ。）の記載内容に関する確認への対応を含む現場への指示等（工事受注者に対する発注者の指示、承諾又は通知）の遅れが手待ちを生じさせ、生産性を低下させる大きな要因となる。また、現場への指示等に先立ち、発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者の間での調整が必要となる場合が多い。

そこで、発注者が設計条件の明示とその履行状況の把握を適切に実施し設計の品質確保につなげること、遅滞ない設計意図伝達により現場への指示等を適時に行うことなど、これまで取り組んできた内容を含め、特に営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理し、下記のとおり取りまとめた。

営繕事業の実施に当たっては、下記事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むこととする。

記

1. 設計段階

(1) 設計条件の明示

設計業務の発注にあたっては、適正な履行期間を設定するとともに、次の①及び②に掲げる事項等に留意しつつ、発注者が求める設計条件を十分整理し、これらを適切に設計仕様書に反映させることが必要である。

① 諸条件の整理と適用基準

企画立案段階において、設計対象の施設に対するさまざまな要望や諸条件について十分に整理することが必要であることから、各種施策への対応及び施設管理者や入居官

署等の要望等について関係者と確認・調整を行う。

設計業務の発注にあたっては、これらの確認・調整の結果のほか、適用する標準仕様や基準類等の有無を含め、設計条件を整理して設計仕様書に明示する。

② 敷地や周辺の状況

敷地や周辺の状況は設計内容に与える影響が大きいため、敷地の境界や高さ、土質や支持層等についての調査状況や周辺のインフラの状況のほか、地方公共団体が公表しているハザードマップ等、敷地や周辺の状況に関し考慮することが必要な情報について確認することが重要である。設計者がその他必要となる情報を収集のうえ、考慮することが必要な情報を円滑に把握することができるよう、これらの情報の確認状況について設計仕様書に明示する。

(2)適切な設計図書の作成に向けた取組み

工事の契約における設計図書が適切に設計条件を満たし、齟齬なく必要な情報を明示したものであるよう、次の①から④に掲げる事項等に留意しつつ関係者間での確認、調整等を行う。

① 設計業務プロセス管理

設計業務を進めていくなかで受発注者間で多くのやりとりが発生するため、伝達漏れや認識のずれなどが起きることがある。このため、設計業務において、質疑・要望や確認事項、これらに対する回答・対応状況等を一覧表に整理するなどして、設計条件や質疑・要望への対応状況（設計図書への反映状況を含む）の「見える化」を図る。これにより、伝達漏れや認識のずれを防ぎ、工事の円滑な進捗にもつながることが期待できる。

② 図面の整合性

意匠、構造、設備などの複数の分野にまたがった工事のため、分野ごとに作成される設計図書において、異なる分野の図面間の不整合が発生することがある。同一分野内、異なる分野間を問わず図面の不整合が発生しないよう、設計者が適切に対策を講じていることを確認する。

特に改修工事においては現場と図面内容に不整合が発生することがあるため、設計者が可能な限り正確に現況を把握して設計に反映させるよう適切に対策を講じていることを確認する。

「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」（令和2年3月31日国営計第153号、国営整第170号、国営設第193号）における対象業務については、分野内及び分野間の整合が確保された図面の作成のため、BIM（Building Information Modelling）を用いた干渉チェックや実施設計図書の作成を指定項目として設定する。

③ 設計段階における施工条件の確認

仮設・施工方法等は工事受注者の責任において定めるものであるが、その検討のために必要となる施工条件を関係者間で確認し、工事発注に際して明示することが必要である。

このため、現場事務所や資材置場等の設置場所、作業動線や搬入ルートなどに影響を与えるような、設計対象の施設の敷地や周辺の状況について関係者間で確認する。

また、庁舎での執務を続けながら実施する改修工事において、執務スペースの移動、部分的に使用不可となるスペース、什器類の移動等が発生する場合がある。工事に伴う騒音や振動、作業員の出入りの発生に対して、入居官署の業務内容や近隣の状況などにより施工可能な時間や曜日等に制約がある場合も多い。これらの制約条件等についても関係者間で確認する。

④ 指定仮設の確認

③に示した施工条件の確認の結果、仮設・施工方法等を発注者が予め決定しておく必要があり、指定仮設として設計図書に明示する場合は、当該指定内容が③に示した施工条件を適切に踏まえたものとなるよう関係者間で確認する。

2. 施工段階

(1) 余裕期間の設定による工事受注者等の業務の平準化

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成27年12月25日国営計第75号ほか)において、「余裕期間制度については、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう積極的に活用すること。」とされていることを受けて、営繕工事においても余裕期間制度を活用しているところである。

余裕期間を設定することで、必要に応じて工事受注者等が関係者間調整の準備をすることも可能となると考えられることから、このような観点も考慮して余裕期間制度を活用した発注を積極的に行う。

(2) 遅滞ない設計意図伝達、質問・協議への対応

施工段階の関係者間調整を円滑化するためには、設計者の設計意図を工事受注者等に遅滞なく伝達するほか、工事受注者からの質問・協議への対応を迅速に実施することが不可欠である。このため、設計意図伝達業務委託においては、検討、報告等の期限が設定された場合はこれを遵守することなどを契約事項とするほか、工事受注者と監督職員の間においてはワンデーレスポンスに取り組む。

(3) 納まり等の調整の効率化

営繕工事においては、施工図等の作成に当たり、関連工事等との納まり等について、当該工事関係者と調整のうえ、十分検討することを工事受注者に求めている。次の①又は②に例示する各種ツールの活用の促進等に取り組む等により、納まり等の調整の効率化や関係者間調整の円滑化を図る。

① 納まり等の調整用図面作成の効率化

工事受注者が納まり等の調整を行うに当たって、施工上密接に関連する各工事の情報を一元化した調整用の図面を作成する場合は、使用する表示記号についてのルール作成等において、必要に応じて「総合図作成ガイドライン」((公社)日本建築士会連合会)を参照してもらうことなどにより、図面作成の効率化が図られるよう取り組む。

② BIMの活用促進

「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」における対象工事において、納まり等の円滑な調整に資する取組みを促進するため、BIMを用いた干渉チェックの実施を推奨項目として設定する。

(4) 情報共有や検討等の迅速化

関係者は設計意図を踏まえた納まり等の調整状況等についての情報を共有し、必要に応じて検討等を行うこととなる。また、そのうえで現場での指示等の内容として確定するため、監督職員の確認等が必要となる事項もある。これらのために必要となる調整を円滑化するため、次の①から③に掲げる取組みにより関係者間の情報共有や検討等の迅速化を図る。

① 関係者が一堂に会する会議の早期開催

工事全般に関する情報共有、質疑応答、懸案事項の調整・検討等を目的とし、工事着手以降速やかに、また継続的かつ適切な頻度で、施設管理者等を含む関係者が一堂に会する会議が開催されるよう、工事受注者と調整する。また、WEB会議の活用については「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」を踏まえて調整する。

会議においては、設計図書(質問回答書を含む。)の内容について関係者間の認識が共通のものとなるよう確認を行うほか、検討すべき事項を抽出し、各事項の検討に係る期限や担当する関係者を定め、関係者間で共有する。また、発注者が検討すべき事項について遅滞なく検討を行うとともに、他の関係者が検討すべき事項について検討状況を把握し、遅滞なく検討が行われるよう関係者間での調整を行う。

なお、会議は常に関係者が一堂に会する必要はなく、分野毎に必要な関係者のみに参加を求めるなど、開催時期や目的に応じて適切に参加者を設定する。また、会議

の内容に応じて必要な情報については参加者以外にも適宜情報共有されるよう、調整する。

② 情報共有システムの活用促進

情報の一元管理による情報共有の迅速化が図られるよう、「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」に基づき、原則として全ての営繕工事を対象に発注者指定により情報共有システムの活用を実施する。(ただし、小規模なもの、工期の短いものなど整備局等において実情に応じ除外するものを除く。)

③ 遠隔臨場の活用促進

監督職員の臨場に伴う工事受注者の手待ち時間の削減や確認書類の簡素化が図られるよう、「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」に基づき、原則として全ての営繕工事を対象に発注者指定により遠隔臨場の活用を実施する。(ただし、施工場所が近隣であるものなど整備局等において実情に応じ除外するものを除く。)

(5) 設計図書の変更への対応

設計図書の誤謬などによるもののほか、工事の当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが工事の進捗とともに生じた場合、改修工事において設計段階での現況把握が困難な箇所などについて現場と図面等の不整合が生じた場合など、工事内容の変更等が必要となる場合がある。

このような場合には、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(令和元年10月18日閣議決定)に、「工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行うものとする。」とされていることを踏まえ、適切に対応する。

なお、具体的には「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(平成27年5月(令和2年6月一部改定))を参照する。